

大山町農産物処理加工施設有償貸付業務プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1条 大山町農産物処理加工施設有償貸付業務を実施するに当たって、その相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、大山町農産物処理加工施設有償貸付業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 企画提案の審査及び候補者の決定に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は次の7人とする。

- (1) 学識経験者(金融機関)
- (2) 学識経験者(商工・経営)
- (3) 大山町副町長
- (4) 大山町総務課長
- (5) 大山町財務課長
- (6) 大山町農林水産課長
- (7) 大山町企画課長

2 委員会には委員長を置き、委員が互選する。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議の招集および定足数)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画課営業企画室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和2年11月9日から施行する。